

4 福保保健第 号
令和 5 年 月 日

〇〇区保健衛生主管部長 殿

東京都福祉保健局保健政策調整担当部長
播磨あかね
(公印省略)

令和 4 年東京都生活習慣病検診管理指導協議会がん部会における意見について
(がん検診の実施状況)

日頃より、東京都の保健衛生行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(健発第 0331058 号平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省健康局長通知別添)(以下、「指針」という。)では、都道府県が設置する生活習慣病検診等管理指導協議会のがんに関する部会において、区市町村が行うがん検診の評価、指導等を実施することが求められています。

先般、令和 4 年度第 2 回東京都生活習慣病検診管理指導協議会がん部会(以下、「がん部会」という。)において「東京都におけるがん検診精度管理評価事業(令和 4 年度実施分)」による調査結果について評価したところ、区市町村のがん検診の実施状況について別紙のとおり意見がありましたので通知します。

なお、がん部会意見に基づいて、指針外検診の見直しや精度管理の向上に向けた取組の確認のため、令和 5 年度にいくつかの区市町村を個別訪問する予定です。対象となった区市町村には別途御連絡しますので、御理解御協力の程、よろしく願いいたします。

【担 当】

東京都福祉保健局保健政策部健康推進課
成人保健担当 鈴木、内藤、増渕、森本
電 話:03-5320-4363
メール:S0000289@section.metro.tokyo.jp

東京都生活習慣病検診管理指導協議会がん部会意見

1 科学的根拠に基づくがん検診の実施

がん死亡率減少効果と不利益の対比の観点から、国の指針で推奨されたがん検診手法を東京都でも推奨しています。

東京都においては、都内自治体の皆様の御協力の下、指針外検診が減少傾向にあります。指針外検診を実施している自治体につきましては、指針に沿ったがん検診の適切な実施をお願いします。

【貴自治体で実施している指針外の検査項目及び対象者】

| がんの種類 | 指針外の検査項目及び対象者等 | 理由 | がん部会からの意見 |
|---|----------------|----|-----------|
| <div style="border: 2px solid blue; padding: 20px;"> <p>自治体別に作成 (別紙2を差し込み)</p> </div> | | | |

作成元：令和4年度実施「東京都におけるがん検診精度管理評価事業」実施状況調査(令和4年度検診実施分)

※「指針外の検査項目及び対象者等」には、国の指針で示されている以外の検査項目や対象者等に検診を実施している場合、その内容を記載しています。

※ 指針外検診の問題点については、参考資料3を御覧ください。

| ○指針で定める区市町村で実施するがん検診の内容(令和3年10月一部改正) | | | |
|--------------------------------------|--|--|-------------------------------------|
| 種類 | 検査項目 | 対象者 | 受診間隔 |
| 胃がん検診 | 問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれか | 50歳以上 ※当分の間、胃部エックス線検査については40歳以上に対し実施可 | 2年に1回 ※当分の間、胃部エックス線検査については年1回実施可 |
| 肺がん検診 | 質問(問診)、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診 | 40歳以上 ※喀痰細胞診は50歳以上で喫煙指数600以上の者 | 年1回 |
| 大腸がん検診 | 問診及び便潜血検査 | 40歳以上 | 年1回 |
| 子宮頸がん検診 | 問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診 必要に応じてコルポスコープ検査 | 20歳以上(女性) | 2年に1回 |
| 乳がん検診 | 質問(問診)及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ) ※単独での視診、触診は推奨しない | 40歳以上(女性) | 2年に1回 |

《科学的根拠に基づくがん検診に関する参考資料》

(1) 各がん検診ガイドラインと国指針のがん検診の推奨内容の変遷【参考資料2】

(2) 各がん検診の推奨される方法とその根拠【参考資料3】

①：「有効性評価に基づく胃がん検診ガイドライン 2014 年度版」「胃がん検診の推奨グレード」

②：「有効性評価に基づく肺がん検診ガイドライン」「肺がん検診の推奨レベル」

③：「有効性評価に基づく大腸がん検診ガイドライン」「大腸がん検診の推奨レベル」

④：「有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン」「子宮頸がん検診の推奨グレード」

⑤：「有効性評価に基づく乳がん検診ガイドライン 2013 年度版」「乳がん検診【推奨のまとめ】」

⑥：「有効性評価に基づく前立腺がん検診ガイドライン」

「有効性評価に基づく前立腺がん検診ガイドライン ERSPC・PLCO に関する更新ステートメント」

「前立腺がん検診の推奨グレード」

(3) 国立がん研究センター社会と健康研究センターホームページ「がん検診の有効性評価」

<http://canscreen.ncc.go.jp/assessment/index.html>

2 がん検診精密検査受診率の向上

令和5年度第1回がん部会後に別途通知予定です。

3 その他

(1) 東京都生活習慣病検診管理指導協議会がん部会

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（健発第0331058号平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知別添）において、都道府県はがん等の動向を把握し、また市町村、検診実施機関に対し、検診の実施方法や精度管理の在り方等について、専門的な見地から適切な指導を行うために協議会を設置するものとしており、東京都では当該協議会設置の上、がん検診に係る評価を行うためにがん部会を設置しています。

これまでの部会の議事録は下記にて公表しています。

○東京都福祉保健局ホームページ「とうきょう健康ステーション」内「受けよう！がん検診」> 東京都の取組について：区市町村・医療機関向け事業>生活習慣病検診管理指導協議会

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/gan/torikumi-kankei/kyougikai/>

(2) 「東京都がん検診精度管理評価事業」について

東京都では、区市町村が行うがん検診における精度管理を充実させるとともに、東京都全体のがん検診事業の評価を行い、もってより精度の高いがん検診の実施に寄与することを目的に、「東京都がん検診精度管理評価事業」を実施しています。

毎年夏から秋にかけてがん検診の実施状況等について調査を行い、がん部会での評価を経て結果をホームページに公表しています。

○東京都福祉保健局ホームページ「とうきょう健康ステーション」内「受けよう！がん検診」>がん検診に関する統計や調査について：がん検診の統計データ・調査>統計データ(受診率・検診受診率等)のページで公表しています。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/gan/toukei/data/>

| 区市町村 | がんの種類 | 指針外の検査項目及び対象者等 | 理由 | がん部会からの意見 |
|----------|-------|---|---|---|
| 千代田区 | 胃 | 胃内視鏡(40~49歳、毎年) | 指針外の対象者及び受診間隔に該当するため | 検診対象者及び受診間隔の見直しを御検討ください。 |
| 中央区 | 胃 | 胃部X線(35~39歳) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | 乳 | 視触診及びマンモグラフィ(36~39歳) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 |
| 港区 | 肺 | 喀痰細胞診(高危険群以外) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | 子宮頸 | HPV検査(30,33,36,39歳) | 指針外の検診方法に該当するため | HPV検査単独法は、HPV陽性者に対する長期の追跡調査を含む精度管理体制の構築が前提であり、遵守できない場合は効果が細胞診単独法を下回る可能性があります。ガイドラインでは推奨グレードAですが、現段階で国内における検診結果毎のアルゴリズムが確立されていないため、国指針においては対策型検診として実施することは勧められていません(通知日現在)。実施の見直しを御検討ください。 |
| | | 細胞診(毎年) | 指針外の受診間隔に該当するため | 受診間隔の見直しを御検討ください。 |
| | 乳 | 視触診単独法(30~39歳、毎年) | 指針外の検診方法に該当するため | 視触診単独法は、死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として勧められません。視触診を実施する場合はマンモグラフィと併せて実施してください。検診方法の変更、またマンモグラフィによる検診を実施する際には、検査対象者の見直し及び受診間隔の変更を御検討ください。 |
| | その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 |
| | | 喉頭がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 国立がん研究センターのがん検診ガイドラインにより検診の利益を示す死亡率減少効果が示されていないため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。今後の実施について御検討ください。 |
| 口腔がん関連検査 | | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 国立がん研究センターのがん検診ガイドラインにより検診の利益を示す死亡率減少効果が示されていないため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。今後の実施について御検討ください。 | |
| 新宿区 | その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 |
| 文京区 | | 意見なし | | 引き続き指針に準拠したがん検診の実施をお願いいたします。 |
| 台東区 | | 意見なし | | 引き続き指針に準拠したがん検診の実施をお願いいたします。 |
| 墨田区 | 胃 | ペプシノゲン検査及びヘリコバクターピロリ抗体検査(30,35,40,50,60歳で過去に当該検査を受診していない者) | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 |
| 江東区 | 胃 | ペプシノゲン検査及びヘリコバクターピロリ抗体検査(40,45,50,55,60,65,70,74歳で過去に当該検査を受診していない者) | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 |
| 品川区 | 胃 | ペプシノゲン検査及びヘリコバクターピロリ抗体検査(50,55,60,65,70,75歳で過去に当該検査を受診していない者) | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | 肺 | 胸部CT(低線量) 選択制 | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | 乳 | ・超音波検査(34,36,38歳) ・超音波検査(40歳以上の偶数年齢のマンモグラフィ受診者に希望により追加) | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 |
| 喉頭がん関連検査 | | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 国立がん研究センターのがん検診ガイドラインにより検診の利益を示す死亡率減少効果が示されていないため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。今後の実施について御検討ください。 | |
| 目黒区 | 胃 | ペプシノゲン検査及びヘリコバクターピロリ抗体検査(40,45,50,55,60,65,70,74歳で過去に当該検査を受診していない者) | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |

| 区市町村 | がんの種類 | 指針外の検査項目及び対象者等 | 理由 | がん部会からの意見 |
|------|-----------|--|---|--|
| 大田区 | 胃 | ヘリコバクターピロリ抗体検査(新成人(平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの者、対象年齢の年のみ受診可) | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | 子宮頸 | 細胞診(毎年) | 指針外の受診間隔に該当するため | 受診間隔の見直しを御検討ください。 |
| | 乳 | 視触診及びマンモグラフィ(毎年) | 指針外の受診間隔に該当するため | 受診間隔の見直しを御検討ください。 |
| | その他 | 前立腺がん関連検査 喉頭がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため 指針外のがん検診の種類に該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 国立がん研究センターのがん検診ガイドラインにより検診の利益を示す死亡率減少効果が示されていないため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。今後の実施について御検討ください。 |
| 世田谷区 | 胃 | ペプシノゲン検査及びヘリコバクターピロリ抗体検査(40,45,50,60,70歳で過去に当該検査を受診していない者) | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 |
| | | 口腔がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 国立がん研究センターのがん検診ガイドラインにより検診の利益を示す死亡率減少効果が示されていないため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。今後の実施について御検討ください。 |
| 渋谷区 | | 意見なし | | 引き続き指針に準拠したがん検診の実施をお願いいたします。 |
| 中野区 | 胃 | 胃内視鏡(40歳以上で胃部エックス線検査の実施が困難な方(身体障害者手帳をお持ちの方)及び50～69歳のみ実施) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | | ペプシノゲン検査及びヘリコバクターピロリ抗体検査(40歳以上で過去に当該検査を受診していない者) | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | 肺 | 検診実施なし | 指針に準拠したがん検診が未実施であるため | 指針に準拠したがん検診の実施を御検討ください。 |
| | 子宮頸 | コルポスコープ検査(細胞診併用) | コルポスコープ検査(医師が必要と認めた場合に実施)が検査機関によって一律に実施されている可能性があるため | コルポスコープ検査は、内視鏡による精密検査に相当する検査であり、本来的にはスクリーニング検査ではありません。実施の見直しを御検討ください。 |
| 杉並区 | | 意見なし | | 引き続き指針に準拠したがん検診の実施をお願いいたします。 |
| 豊島区 | 胃 | ・ヘリコバクターピロリ抗体検査(20～39歳で過去に受けたことのない者) ・ペプシノゲン検査及びヘリコバクターピロリ抗体検査(40・50歳で過去に受けたことのない者) | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | 肺 | 胸部CT(低線量) | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | 大腸 | 便潜血二日法(30～39歳) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | 子宮頸 | HPV検査(30,36,40歳) | 指針外の検診方法に該当するため | HPV検査を用いた検診の実施には、国内で統一された検診結果毎のアルゴリズムの構築と自治体におけるHPV陽性者に対する長期の追跡調査を含む適切な精度管理を行う体制整備が不可欠です。現段階で国内におけるアルゴリズムが確立されていないため実施することは勧められません。実施の見直しを御検討ください。 |
| その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 | |
| 北区 | 胃 | 胃部X線(38～39歳) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | | ペプシノゲン検査及びヘリコバクターピロリ抗体検査(30,40歳で過去の当該検査を受診していない者) | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | 大腸 | 便潜血二日法(38～39歳) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| 荒川区 | 胃 | 胃部X線(35～39歳) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | | ペプシノゲン検査及びヘリコバクターピロリ抗体検査(35,40,45,50,55,60歳で過去に受けたことのない者) | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |

| 区市町村 | がんの種類 | 指針外の検査項目 及び対象者等 | 理由 | がん部会からの意見 |
|------|-------|--|--|--|
| 板橋区 | 胃 | ペプシノゲン検査及びヘリコバク ターピロリ抗体検査(40,50,60歳、10 年に1回) 上記受診者はX線・内視鏡検査対 象外 | 指針外の検診方法に該当す るため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施 することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | 大腸 | 便潜血二日法(35~39歳) | 指針外の対象者への検診に 該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | 子宮頸 | 細胞診(20~29歳、毎年) | 指針外を受診間隔に該当す るため | 受診間隔の見直しを御検討ください。 |
| | その他 | 前立腺がん関連検査 喉頭がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に 該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対 策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバラ ンスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 国立がん研究センターのがん検診ガイドラインにより検診の利益を示す死 亡率減少効果が示されていないため、対策型検診として実施することは推 奨されておりません。今後の実施について御検討ください。 |
| 練馬区 | その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に 該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対 策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバラ ンスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 |
| 足立区 | 胃 | ペプシノゲン検査及びヘリコバク ターピロリ抗体検査(40~74歳で過 去に当該検査を受診していない者) | 指針外の検診方法に該当す るため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施 することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に 該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対 策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバラ ンスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 |
| 葛飾区 | 胃 | ペプシノゲン検査及びヘリコバク ターピロリ抗体検査(40,50,60歳の 区特定検診対象者) | 指針外の検診方法に該当す るため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施 することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に 該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対 策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバラ ンスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 |
| 江戸川区 | 胃 | 胃部X線(30~39歳) | 指針外の対象者への検診に 該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | 肺 | 喀痰細胞診(高危険群以外) | 指針外の対象者への検診に 該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | 乳 | 超音波検査(30~39歳 毎年、40歳 ~64歳はマンモグラフィとの選択制) | 指針外の検診方法に該当す るため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施 することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | その他 | 前立腺がん関連検査 口腔がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に 該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対 策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバラ ンスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 国立がん研究センターのがん検診ガイドラインにより検診の利益を示す死 亡率減少効果が示されていないため、対策型検診として実施することは推 奨されておりません。今後の実施について御検討ください。 |
| 八王子市 | 子宮頸 | 細胞診(毎年) | 指針外を受診間隔に該当す るため | 受診間隔の見直しを御検討ください。 |
| 立川市 | 胃 | ペプシノゲン検査及びヘリコバク ターピロリ抗体検査(50~54歳で過 去の当該検査を受診していない者) | 指針外の検診方法に該当す るため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施 することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | 肺 | 喀痰細胞診(高危険群以外) | 指針外の対象者への検診に 該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| 武蔵野市 | 胃 | 胃部X線(35~39歳) | 指針外の対象者への検診に 該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| 三鷹市 | 胃 | ペプシノゲン検査及びヘリコバク ターピロリ抗体検査 (40,45,50,55,60,65,70歳で過去の 当該検査を受診していない者) | 指針外の検診方法に該当す るため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施 することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | 子宮頸 | 細胞診(毎年) | 指針外を受診間隔に該当す るため | 受診間隔の見直しを御検討ください。 |
| | 乳 | マンモグラフィ(30歳以上、超音波検 査との選択制) 超音波検査(30歳以上、マンモグラ フィとの選択制) | 指針外の対象者への検診に 該当するため 指針外の検診方法との選択制 であるため | 検診対象者の見直しを御検討ください。また、指針外の検査方法との選択 制の場合、指針に基づく検査方法であるマンモグラフィの受診間隔が適切 でないものになるおそれがあります。検診方法の見直しを御検討ください。 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として勧めら れません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に 該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対 策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバラ ンスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 |
| 青梅市 | 胃 | 胃部X線(35~39歳) | 指針外の対象者への検診に 該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| 府中市 | | 意見なし | | 引き続き指針に準拠したがん検診の実施をお願いいたします。 |
| 昭島市 | その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に 該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対 策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバラ ンスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 |

| 区市町村 | がんの種類 | 指針外の検査項目及び対象者等 | 理由 | がん部会からの意見 |
|-------|-------|--|---------------------------------------|--|
| 調布市 | 胃 | 胃部X線(30~39歳) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | | ペプシノゲン検査及びヘリコバクターピロリ抗体検査(40~49歳で、過去にピロリ菌の除菌を受けたことがある方、過去に同内容の検査を受けたことがある方、医師が受けることが適当でないと判断した方は除く) | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | 大腸 | 便潜血二日法(30~39歳) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | 子宮頸 | HPV検査自己採取(23、24歳) | 指針外の検診方法に該当するため | HPV検査を用いた検診の実施には、国内で統一された検診結果毎のアルゴリズムの構築と自治体におけるHPV陽性者に対する長期の追跡調査を含む適切な精度管理を行う体制整備が不可欠です。現段階で国内におけるアルゴリズムが確立されていないため実施することは勧められません。また、検体は医師採取が原則であり自己採取は推奨されていません。実施の見直しを御検討ください。 |
| | その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 |
| 町田市 | 胃 | ・指針内検診実施なし ・ペプシノゲン検査及びヘリコバクターピロリ抗体検査(30歳以上で過去の当該検査を受診していない者) | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| 小金井市 | | 意見なし | | 引き続き指針に準拠したがん検診の実施をお願いいたします。 |
| 小平市 | 胃 | 胃部X線(35~39歳) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | 大腸 | 便潜血二日法(35~39歳) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | 乳 | 視触診単独(30~39歳、毎年) | 指針外の検診方法に該当するため | 視触診単独法は、死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。視触診を実施する場合はマンモグラフィと併せて実施してください。検診方法の変更、検診対象者の見直し及び受診間隔の変更を御検討ください。 |
| | その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 |
| 日野市 | | 意見なし | | 引き続き指針に準拠したがん検診の実施をお願いいたします。 |
| 東村山市 | 胃 | ペプシノゲン検査及びヘリコバクターピロリ抗体検査(40~74歳以上で過去の当該検査を受診していない者) | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| 国分寺市 | 肺 | 喀痰細胞診(高危険群以外) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | その他 | 口腔がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 国立がん研究センターのがん検診ガイドラインにより検診の利益を示す死亡率減少効果が示されていないため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。今後の実施について御検討ください。 |
| 国立市 | | 意見なし | | 引き続き指針に準拠したがん検診の実施をお願いいたします。 |
| 福生市 | 胃 | 胃部X線(35~39歳) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | 肺 | 胸部X線(35~39歳)、喀痰細胞診(高危険群以外) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | 大腸 | 便潜血二日法(35~39歳) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | その他 | 前立腺がん関連検査 口腔がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 国立がん研究センターのがん検診ガイドラインにより検診の利益を示す死亡率減少効果が示されていないため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。今後の実施について御検討ください。 |
| 狛江市 | 胃 | ペプシノゲン検査及びヘリコバクターピロリ抗体検査(40,45,50,55,60,65歳) | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 |
| 東大和市 | 胃 | 胃部X線(35~39歳) ペプシノゲン検査及びヘリコバクターピロリ抗体検査(40~74歳で過去の当該検査を受診していない者) | 指針外の対象者への検診に該当するため 指針外の検診方法に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 |
| 清瀬市 | | 意見なし | | 引き続き指針に準拠したがん検診の実施をお願いいたします。 |
| 東久留米市 | | 意見なし | | 引き続き指針に準拠したがん検診の実施をお願いいたします。 |
| 武蔵村山市 | その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 |

| 区市町村 | がんの種類 | 指針外の検査項目及び対象者等 | 理由 | がん部会からの意見 |
|--------------------|-----------|--|---|---|
| 多摩市 | 胃 | ペプシノゲン検査及びヘリコバクターピロリ抗体検査(40歳) | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 |
| 稲城市 | 肺 | 指針内検診実施なし胸部CT(低線量)のみ実施(40歳以上) | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| 羽村市 | | 意見なし | | 引き続き指針に準拠したがん検診の実施をお願いいたします。 |
| あきる野市 | 胃 | ヘリコバクターピロリ抗体検査(20,25,30,35,39歳で過去の当該検査を受診していない者) | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 |
| | | 口腔がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 国立がん研究センターのがん検診ガイドラインにより検診の利益を示す死亡率減少効果が示されていないため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。今後の実施について御検討ください。 |
| 西東京市 | 胃 | ペプシノゲン検査及びヘリコバクターピロリ抗体検査(40~74歳の偶数年齢で過去の当該検査を受診していない者) | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 |
| | | 喉頭がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 国立がん研究センターのがん検診ガイドラインにより検診の利益を示す死亡率減少効果が示されていないため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。今後の実施について御検討ください。 |
| 瑞穂町 | | 意見なし | | 引き続き指針に準拠したがん検診の実施をお願いいたします。 |
| 日の出町 | その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 |
| 檜原村 | 胃 | 胃部X線(30~39歳) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | 肺 | 胸部X線(30~39歳) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | 大腸 | 便潜血二日法(30~39歳) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | 子宮頸 | 細胞診(毎年) | 指針外の受診間隔に該当するため | 受診間隔の見直しを御検討ください。 |
| | 乳 | ・超音波検査(20~39歳、毎年 マンモグラフィとの選択性) ・前年度「高濃度乳房」と診断され、超音波検査を希望する者は40歳以上でも受診可能 | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| マンモグラフィ(20~39歳、毎年) | | 指針外の対象者及び受診間隔に該当するため | 検診対象者及び受診間隔の見直しを御検討ください。 | |
| その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 | |
| 奥多摩町 | 胃 | 胃部X線(30~39歳) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | 肺 | 胸部X線(30~39歳) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | 大腸 | 便潜血二日法(30~39歳) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 |
| 大島町 | 乳 | マンモグラフィ(30~39歳の偶数年齢) | 指針外の対象者に検診を実施しており、受診機会を偶数年齢に限定しているため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| 利島村 | 胃 | 胃内視鏡(40~49歳、毎年) | 指針外の対象者及び受診間隔に該当するため | 検診対象者及び受診間隔の見直しを御検討ください。 |
| | 子宮頸 | 細胞診(毎年) | 指針外の受診間隔に該当するため | 受診間隔の見直しを御検討ください。 |
| | 乳 | ・指針内検診実施なし ・超音波検査及び視触診(40歳以上、毎年) | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| 新島村 | 子宮頸 | 検診を2年に1回開催 | 受診機会を限定しているため | 前年度受診できなかった者への受診機会の確保について御検討ください。 |
| | 乳 | 検診を2年に1回開催 | 受診機会を限定しているため | 前年度受診できなかった者への受診機会の確保について御検討ください。 |

| 区市町村 | がんの種類 | 指針外の検査項目及び対象者等 | 理由 | がん部会からの意見 |
|------|-------------------------------------|---|---|---|
| 神津島村 | 胃 | 胃内視鏡検査(20~49歳、毎年) | 指針外の対象者及び受診間隔に該当するため | 検診対象者及び受診間隔の見直しを御検討ください。 |
| | | ペプシノゲン検査及びヘリコバクターピロリ抗体検査(20歳以上、毎年) | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| | 肺 | 胸部X線(20~39歳)、喀痰細胞診(高危険群以外) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | 大腸 | 便潜血二日法(20~39歳) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | 子宮頸 | 細胞診(毎年) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 受診間隔の見直しを御検討ください。 |
| | 乳 | マンモグラフィ(20~39歳、毎年) | 指針外の対象者及び受診間隔に該当するため | 検診対象者及び受診間隔の見直しを御検討ください。 |
| | その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 |
| 三宅村 | | 意見なし | | 引き続き指針に準拠したがん検診の実施をお願いいたします。 |
| 御蔵島村 | 胃 | 胃内視鏡(35~49歳) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | 肺 | 胸部X線(30~39歳)、喀痰細胞診(高危険群以外) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | 大腸 | 便潜血二日法(30~39歳) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| | 子宮頸 | 超音波検査(毎年) | 指針外の検診方法に該当するため | 超音波検査は、子宮筋腫など子宮頸がん以外の疾患を標的として行われるものであり、対策型検診として実施することは勧められません。実施の見直しを御検討ください。 |
| | | 細胞診(毎年) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 受診間隔の見直しを御検討ください。 |
| 乳 | ・指針内検診実施なし ・超音波検査及び視触診(30歳以上、毎年) | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 | |
| 八丈町 | 胃 | 75歳以上実施無し | 対象年齢に上限を設定しているため | 検診対象者の見直しを御検討ください。 |
| 青ヶ島村 | 胃 | 胃内視鏡検査(40~49歳、毎年) | 指針外の対象者及び受診間隔に該当するため | 検診対象者及び受診間隔の見直しを御検討ください。 |
| | 子宮頸 | 超音波検査(毎年) | 指針外の検診方法に該当するため | 超音波検査は、子宮筋腫など子宮頸がん以外の疾患を標的として行われるものであり、対策型検診として実施することは勧められません。実施の見直しを御検討ください。 |
| | | 細胞診(毎年) | 指針外の対象者への検診に該当するため | 受診間隔の見直しを御検討ください。 |
| | 乳 | ・指針内検診実施なし ・超音波検査及び視触診(40歳以上、毎年) | 指針外の検診方法に該当するため | 死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 | |
| 小笠原村 | 胃 | 胃内視鏡(50歳以上(毎年)及び40~49歳で前年度の内視鏡検査で所見ありの者) | 指針外の対象者及び受診間隔に該当するため | 検診対象者及び受診間隔の見直しを御検討ください。 |
| | 子宮頸 | コルポスコープ検査及び超音波検査(20歳、25歳及び30歳以上、毎年、細胞診併用) | 指針外の検診方法に該当するため | 超音波検査は、子宮筋腫など子宮頸がん以外の疾患を標的として行われるものであり、対策型検診として実施することは勧められません。またコルポスコープ検査は、内視鏡による精密検査に相当する検査であり、本来的にはスクリーニング検査ではありません。実施の見直しを御検討ください。 |
| | | 細胞診(20歳、25歳及び30歳以上、毎年) | 対象年齢の一部限定及び指針外の対象者への検診に該当するため | 検診対象者及び受診間隔の見直しを御検討ください。 |
| | 乳 | 視触診及びマンモグラフィ(超音波検査との選択制、30歳以上、毎年) | 指針外の対象者及び受診間隔に該当するため | 検診対象者および受診間隔の見直しを御検討ください。また、指針外の検査方法との選択制の場合、指針に基づく検査方法であるマンモグラフィの受診間隔が適切でないものになるおそれがあります。検診方法の見直しを御検討ください。 |
| | | ・超音波検査(マンモグラフィとの選択制、30歳以上、毎年) ・乳汁細胞診(医師が必要と認める方) | 指針外の検診方法に該当するため | 超音波検査および乳汁細胞診は死亡率減少効果を示す証拠が不十分または示されていないため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。 |
| その他 | 前立腺がん関連検査 | 指針外のがん検診の種類に該当するため | 死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施について御検討ください。 | |